

海田町告示第68号

海田町子育て短期支援事業実施要綱を次のように定める。

令和8年9月17日

海田町長 竹 野 内 啓 佑

海田町子育て短期支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条に規定する保護者（以下「保護者」という。）の疾病その他の理由により家庭において法第4条第1項に規定する児童（以下「児童」という。）を養育することが一時的に困難となった場合、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合、経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設又は里親、保護を適切に行うことができる者として町長が適当と認めた者その他の保護を適切に行うことができる者の居宅（以下「実施施設等」という。）において一定期間、養育・保護その他の支援（保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し、児童と共にその保護者に対して支援を行うことが必要である場合にあっては、当該保護者への支援を含む。）を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業の主体)

第2条 この事業の実施主体は、海田町（以下「町」という。）とする。

(事業の種類)

第3条 この事業の種類は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第1条の2の10第1項に規定する短期入所生活援助事業（以下「ショートステイ事業」という。）及び施行規則第1条の3第1項に規定する夜間養護等事業（以下「トワイライトステイ事業」という。）とする。

(ショートステイ事業)

第4条 町は、ショートステイ事業として、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、実施施設等において、次に掲げる支援を実施するものとする。

- (1) 当該児童の養育・保護
- (2) 保護者のレスパイト・ケア
- (3) 育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
- (4) 育児・家事等の協働による保護者のエンパワメント支援
- (5) 前各号に掲げるほか、親子支援に資する取組

2 ショートステイ事業の対象者は、町内に住所を有する者であつて、次に掲げるいずれかの事由等に該当する児童又は親子等とする。

- (1) 児童の保護者が疾病を有すること。
- (2) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ又は育児不安等の身体上若しくは精神上の事由
- (3) 出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭養育上の事由
- (4) 冠婚葬祭、転勤、出張又は学校等の公的行事への参加等の社会的な事由
- (5) 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- (6) レスパイト・ケア、児童との関わり方・養育方法等について、親子での利用が必要であると町長が認めた場合
- (7) 経済的問題等により緊急一時的に親子保護を必要とする場合

3 施行規則第1条の2の10第2項の規定による市町村長が必要と認める期間は、7日以内とする。ただし、町長が必要と認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

(トワイライトステイ事業)

第5条 町は、トワイライトステイ事業として、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は町の定める休日に不在となり家庭における児童の養育が困難となった場合その他緊急の必要がある場合に、実施施設等において、次に掲げる支援を実施するものとする。

- (1) 当該児童を保護して行う生活指導、食事の提供等
- (2) 保護者のレスパイト・ケア
- (3) 育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
- (4) 育児・家事等の協働による保護者のエンパワメント支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、親子支援に資する取組

2 トワイライトステイ事業の対象者は、町内に住所を有する者であつて、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において養育をすることが困

難な児童、保護者の育児不安、過干渉等、養育環境に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童又はレスパイト・ケアや児童との関わり方・養育方法等について、利用が必要であると町長が認めた親子とする。

3 トワイライトステイ事業の実施時間は、おおむね午後10時までとする。

(実施方法)

第6条 この事業は、あらかじめ町長が指定した児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設（以下「児童福祉施設」という。）を運営する者又は里親、保護を適切に行うことができる者として町長が適当と認めた者その他の保護を適切に行うことができる者（以下「実施事業者」という。）に委託して行う。

(利用申請)

第7条 この事業を利用しようとする保護者は、あらかじめ子育て短期支援事業利用申請書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、町長が緊急を要すると判断した場合は、口頭（電話連絡を含む。）による申請をすることができるものとする。この場合においては、事業の開始以後速やかに前項に規定する手続を行わなければならない。

(事業利用の決定等)

第8条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに第4条及び第5条に規定する要件を審査し、利用の可否について確認の上、適当と認めたときは、子育て短期支援事業利用決定（却下）通知書（別記様式第2号）により保護者に通知するとともに実施事業者へ子育て短期支援事業委託通知書（別記様式第3号）を送付するものとし、不適当であると認めたときは、子育て短期支援事業利用決定（却下）通知書に却下理由を添えて保護者に通知するものとする。

(利用期間の延長)

第9条 前条の規定によりショートステイ事業の決定を受けた者で、利用期間の延長が必要となったものは、短期入所生活援助（ショートステイ）事業利用期間延長申込書（別記様式第4号）により速やかに町長に申し込まなければならない。

(費用負担)

第10条 第8条の規定により利用決定を受けてこの事業を利用する保護者は、利用に係る経費として、別表に定める保護者負担額に利用延べ日数を乗じて得た額を、利用した

実施施設等に支払わなければならない。

- 2 事業を利用する保護者は、前項に規定するもののほか、実施事業者が利用期間中にやむを得ず支払った医療費等の経費の実費分を、当該実施事業者を支払うものとする。

(利用決定の取消し等)

第11条 町長は、第8条の規定により事業の利用決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により事業利用の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 第9条の規定による申込みを怠ったことが判明したとき。
- (3) 前2号に規定するほか町長が利用継続をすることが困難であると認めたとき。

- 2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用を制限することができる。

- (1) 保護者の他に児童の養育を行うことができる者がいる場合
- (2) 感染症を有し、実施施設等の入所者に感染させるおそれのある場合
- (3) 疾病等により医療機関で医療を受ける必要がある場合
- (4) 実施施設等の入所者に危害を及ぼす可能性のある行動障害が認められる場合
- (5) 定員その他の理由により、受け入れ可能な実施施設等がない場合
- (6) 前各号に掲げるほか、町長が適当でないと認めた場合

(報告)

第12条 町長は、必要に応じて実施事業者には事業実施状況並びに対象児童及びその家庭の状況について報告を求めることができることとし、求めを受けた実施事業者は、直ちに報告を行うものとする。

(費用)

第13条 実施事業者は、事業の利用が終了したときは速やかに、利用者1人につき別表に定める委託料に利用延べ日数を乗じて得た額を、子育て短期支援事業実施報告書兼委託費請求書(別記様式第5号)により町長へ請求するものとする。

- 2 町長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。

(海田町子育て家庭支援事業実施要綱の廃止)

2 海田町子育て家庭支援事業実施要綱（平成6年海田町告示第34号）は廃止する。

別表（第10条関係）

子育て短期支援事業に要する経費（児童等1人当たり日額）

（単位：円）

区分				委託に要する 経費	保護者負担 額
短期入 所生活 援助 （ショ ートス テイ） 事業	生活保護世帯（母子及び 寡婦福祉法（昭和39年 法律第129号）に規定 する配偶者のない女子で 現に児童を扶養している ものの世帯及びこれに準 ずる父子家庭の世帯で市 町村民税非課税世帯に該 当する場合を含む。）	2歳未満児、慢性 疾患児		10,800	0
		2歳以上児		5,600	0
		親子入所する場合 の親及び緊急一時 保護の親		1,600	0
	市町村民税非課税世帯 （母子・父子・養育者家 庭を含む。ただし、生活 保護世帯として取り扱わ れる世帯を除く。）	2歳未満児、慢性 疾患児		9,700	1,100
		2歳以上児		4,500	1,100
		親子入所する場合 の親及び緊急一時 保護の親		1,250	350
	その他の世帯	2歳未満児、慢性 疾患児		5,400	5,400
		2歳以上児		2,800	2,800
		親子入所する場合 の親及び緊急一時 保護の親		800	800
	夜間養 護等 （トワ イライ トステ イ）事 業	夜間養護 事業	基本分	1,600	0
			宿泊分	1,600	0
		休日預かり事業		2,700	0
	市町村民税非課税世帯 （母子・父子・養育者家 庭を含む。ただし、生活 保護世帯として取り扱わ れる世帯を除く。）	夜間養護 事業	基本分	1,250	350
			宿泊分	1,250	350
		休日預かり事業		2,350	350
	その他の世帯	夜間養護 事業	基本分	800	800
			宿泊分	800	800
		休日預かり事業		1,350	1,350

居宅から実施施設等の間又は通学時等の児童の付添い等の送迎支援	2, 0 0 0	0
--------------------------------	----------	---

備考

- (1) 生活保護世帯には、ひとり親家庭及び保護者が障がいをもつ家庭、児童虐待防止の観点から必要な家庭又は養育環境等により児童自身が一時的に保護者と離れることを希望している家庭のうち、市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。
- (2) 市町村民税非課税世帯には、ひとり親家庭及び保護者が障がいをもつ家庭、児童虐待防止の観点から必要な家庭又は養育環境等により児童自身が一時的に保護者と離れることを希望している家庭を含む。ただし、生活保護世帯として取り扱われる場合を除く。
- (3) 夜間養護の基本に係る基準額は、夜間4時間（原則午後6時から午後10時まで）の養護について適用し、夜間から引き続き宿泊を行う場合（翌日の午前10時まで）は、当該額に宿泊分の基準額を加算した額とする。